

新型コロナウイルス感染症のワクチン接種のお知らせは12面をご覧ください。

お知らせ



介護サービス利用にかかる費用の医療費控除について

医療系を中心とした介護保険サービスを利用した場合の利用者負担は、所得税の確定申告を行うと、医療費控除の対象となる場合があります。対象となる利用者負担は、次のとおりです。なお、申告には「領収証」が必要です。

施設サービスの利用者負担額

- ① 介護療養型医療施設
- ② 介護老人保健施設
- ③ 介護老人福祉施設
- ④ 介護医療院

※右記①～④の利用料・居住費・食費の利用者負担額。ただし③は1/2相当額。

居宅サービスの利用者負担額

- ① 医療系サービスの利用者負担額(訪問看護・通所リハビリテーションなど)
- ② 福祉系サービスの利用者負担額(生活援助中心型を除く訪問介護・通所介護など)

※福祉系サービスは医療系サービスと併せて利用した場合のみ対象。

介護福祉士等による

かく痰吸引等が行われたとき

本来医療費控除の対象とならない介護サービスでも、介護福祉士によるかく痰吸引・経管栄養が行われたときは、当該居宅サービス等にかかる自己負担額の1/10が対象。

おむつ代

おむつ代の医療費控除を受けるには、医師が発行した「おむつ使用証明書」が必要ですが、要介護認定を受けおむつを使用している方で、おむつ代の医療費控除を受けるのが2年以降の方は、医師の証明に代わる「確認書」を、区役

所の介護保険の窓口で交付できる場合があります。

障がい者控除対象者認定書をご存じですか?

身体障がい者手帳などの交付を受けていない65歳以上の寝たきりまたは認知症の方で、その程度が身体障がい者手帳などの交付基準に準ずる場合は、申請により「障がい者控除対象者認定書」の交付を受けることができます。

認定書をお持ちの方は、障がい者控除または特別障がい者控除の申告時に、所得税や個人市市民税の軽減を受けることができます。

保健福祉課(福祉サービス) ☎6774-9857

令和4年度分の交通乗車証またはタクシー給付券の交付には、更新申請書の提出が必要

令和4年度分の交通乗車証またはタクシー給付券の交付には、更新申請書の提出が必要で、1月21日ごろにお送りした申請書に氏名と電話番号を記入して、2月8日(火)までに同封の返信用封筒で郵送してください。期限までに提出されなかった場合、4月1日までに交通乗車証またはタクシー給付券を交付できない場合がありますので、ご注意ください。

保健福祉課(福祉サービス) ☎6774-9857

後期高齢者医療高額医療・高額介護合算制度における令和2年度分の申請勧奨通知を発送します

世帯内の後期高齢者医療制度の加入者全員が1年間(令和2年8月1日～令和3年7月31日)に支払った医療保険と介護保険の自

己負担額の合計が、自己負担限度額を超える被保険者の方は支給申請をすることによりその超えた金額が支給されます。

大阪府後期高齢者医療広域連合より、3月上旬に申請勧奨通知がお手元に届くよう発送しますので、書類が届いた方は、必要事項をご記入のうえ、同封の封筒にて返送してください。

大阪府後期高齢者医療広域連合 給付課 ☎4790-2031

障がい者相談会

天王寺区地域自立支援協議会(障がい者支援事業所の職員・区役所職員)が、個別に相談に応じます。

日時/2月16日(水) 13時～14時
場所/区役所5階502会議室
対象/障がいのある方やそのご家族
費用/無料
申込/電話・ファックス
※ファックスの場合、氏名、生年月日を明記。

(事前予約優先ですが、当日の受付も可能)
保健福祉課(福祉サービス) ☎6774-9857
☎6772-4906

天王寺区地域自立支援協議会

天王寺区地域自立支援協議会(障がい者支援事業所の職員・区役所職員)が、個別に相談に応じます。

日時/2月16日(水) 13時～14時
場所/区役所5階502会議室
対象/障がいのある方やそのご家族
費用/無料
申込/電話・ファックス
※ファックスの場合、氏名、生年月日を明記。

(事前予約優先ですが、当日の受付も可能)
保健福祉課(福祉サービス) ☎6774-9857
☎6772-4906

確定申告は国税庁ホームページをご利用ください
新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、ご自身のス



天王寺区地域自立支援協議会

堂ヶ芝2-11-25
☎6772-11281



確定申告は国税庁ホームページをご利用ください

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、ご自身のス

マホやご自宅のパソコンで「国税庁ホームページ」を利用して申告書等を作成し、e-Taxで送信してください。



▲確定申告書等作成コーナー

e-Taxで送信する場合は、マイナンバーカードや税務署で発行したID・パスワードなどが必須です。詳しくは、「国税庁ホームページ」をご覧ください。



▲確定申告に関するお知らせ

なんば市税事務所

浪速区湊町1-4-1 OCAT5階
☎4397-2948(代表)
☎4397-2905

個人市・府民税の申告受付が始まります

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、来所を控えていただき、送付または大阪市行政オンラインシステムによる申告をお願いします。申告書は、大阪市ホームページで源泉徴収票などをもとに作成いただけます。



▲申告のお知らせ

申告方法・受付期間
① 市税事務所あて送付による申告
3月15日(火)まで

② 大阪市行政オンラインシステムによる申告
3月15日(火)まで

※令和3年中に収入がある方は、給与所得・雑所得(公的年金等・業務・その他)の申告のみ可能。

③ 窓口での申告(主・日・祝祭日を除く)受付期間の最初・最後の1週間
や9時台は混雑が予想されます。

○市税事務所窓口
場所/なんば市税事務所
日時/2月4日(金)～3月15日(火)
9時～17時30分
(金曜日のみ19時まで)

区役所臨時申告会場

場所/区役所2階202会議室
日時/2月16日(水)～3月15日(火)
9時～11時30分、13時～16時
個人市民税担当
☎4397-2953

固定資産税・都市計画税(第4期)の納期限は2月28日(月)です

固定資産税・都市計画税(土地・家屋)については、なんば市税事務所 固定資産税グループ
☎4397-2957(土地)
☎4397-2958(家屋)

固定資産税(償却資産)については、船場法人市税事務所 固定資産税(償却資産)グループ
☎4705-2941

今月の各種無料相談会

※相談時はマスクの着用をお願いします。体調不良の方は来庁を控えてください。

日曜法律相談

日時/2月27日(日)
9時30分～13時30分
場所/淀川区役所
(淀川区十三東2-1-3)
西成区役所
(西成区岸里1-5-20)

対象/市内在住の方

定員/各16組(申込先着順)
相談時間/1組30分以内
予約受付/2月24日(木)、25日(金)
9時30分～12時
予約専用/☎6208-8805

問 大阪市総合コールセンター「なにわコール」
☎4300-17285
8時～21時(年中無休)

区役所で行う無料相談

対象/市内在住の方
相談時間/1組30分以内

広告募集中

詳しくは、天王寺区ホームページをご覧ください。
<http://www.city.osaka.lg.jp/tennoji/>

問 事業戦略室(広聴広報) ☎6774-9683

	実施日	時間	受付
弁護士による法律相談	1日(火)、9日(水)、17日(木)、25日(金)	13:00～17:00	区役所6階61番窓口
社会保険労務士相談★	14日(月)	13:00～16:00 ※受付は15:30まで	区役所1階 区民情報コーナー
不動産相談★	8日(火)、15日(火)		
税理士相談★	16日(水)		
司法書士相談★	22日(火)		

★…要予約(相談日当日9:00から先着順で電話予約)※定員8組、相談時間の指定はできません。
★相談をご希望の方が多数おられる場合は、12:50ごろより、1階受付場所にて番号札をお配りします。